

由布市交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な執行を図るため、市長等が市を代表し、外部の個人又は団体との交際に要する経費で市の予算から支出されるもの(以下「交際費」という。)の一般的な支出基準を定めるものとする。

(責務)

第2条 交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額になるよう努めなければならない。

(支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができる。

- (1) 会費 懇談会、祝賀会等の出席に係る経費
- (2) 祝金等 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 協賛金 各種大会等の開催の協賛に係る経費
- (4) 激励金 全国・九州大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費
- (5) 弔慰金 葬儀等における生花、供物、香典支出に係る経費
- (6) 見舞金 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費
- (7) その他 その他市政の運営において、支出することが適当と認められる場合に係る経費

(支出基準)

第5条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出基準は、別表のとおりとする。

(見直し)

第6条 この基準は、支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。